



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

*1 和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則 （医務課）..... 1

○ 告示

- 50 生活保護法による指定医療機関の廃止 （社会福祉課）..... 3
- 51 " （ " ）..... 3
- 52 生活保護法による医療機関の指定 （ " ）..... 3
- 53 " （ " ）..... 3
- 54 生活保護法による施術機関の指定 （ " ）..... 4
- 55 大規模小売店舗の変更の届出 （商工振興課）..... 4
- 56 " （ " ）..... 5
- 57 紀の川土地改良区連合の役員の退任 （農業農村整備課）..... 6
- 58 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 （森林整備課）..... 6
- 59 " （ " ）..... 7
- 60 " （ " ）..... 7
- 61 " （ " ）..... 7
- 62 " （ " ）..... 8
- 63 保安林の指定施業要件の変更 （ " ）..... 8
- 64 " （ " ）..... 9
- 65 " （ " ）..... 9
- 66 " （ " ）..... 9
- 67 " （ " ）..... 10
- 68 " （ " ）..... 10
- 69 道路の位置の指定 （都市政策課）..... 11

○ 選挙管理委員会告示

- 4 政治団体の設立の届出 11
- 5 政治団体の届出事項の異動の届出 11
- 6 政治団体の解散の届出 12
- 7 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 12

○ 諸報

令和6年度行政書士試験の合格者 （一般財団法人行政書士試験研究センター）..... 13

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則（平成28年和歌山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸与の対象者） 第3条 略 <u>2 前項第2号の規定にかかわらず、次条第1項第2号アに掲げる第1号研究資金の貸与を受けた者で、修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。）の規定により返還債務の免除（条例本則の表産科医確保研修資金及び研究資金の項免除の条件の欄第1号に掲げる免除の条件に適合して受けるものに限る。）を受けたものが、引き続き県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しようとするときは、1回に限り、第1号研究資金の貸与を再度受けることができる。</u></p> <p>（診療業務従事期間の期間） 第9条の2 条例本則の表産科医確保研修資金及び研究資金の項免除の条件の欄第1号イの規則で定める期間は、次の各号に掲げる研究資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（貸与の対象者） 第3条 略</p> <p>（診療業務従事期間の期間） 第9条の2 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。）本則の表産科医確保研修資金及び研究資金の項免除の条件の欄第1号イの規則で定める期間は、次の各号に掲げる研究資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

別記第1号様式中

資金の種類	研修資金 第1号研究資金 第2号研究資金（いずれかに○を付けること。）	を
資金の種類	研修資金 第1号研究資金（1回目・2回目） 第2号研究資金 （上記資金のいずれかに○を付けること。） （第1号研究資金については、貸与回数にも○を付けること。）	に

改める。

別記第6号様式中

1 貸与を受けた資金 の種類と額	研修資金 第1号研究資金 第2号研究資金（いずれかに○を付けること。）	を	円
1 貸与を受けた資金 の種類と額	研修資金 第1号研究資金（1回目・2回目） 第2号研究資金 （上記資金のいずれかに○を付けること。） （第1号研究資金については、貸与回数にも○を付けること。）	に	円

改める。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	廃 止 年 月 日
岩訪新 9-02	株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	訪問看護ステーションひ より	岩出市山田6-2	令和 6. 4. 3

和歌山県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有医新 15-26	吉岡レディースクリニック	有田郡有田川町小島291	令和 6. 11. 30

和歌山県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
紀訪新 16-06	株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	訪問看護ステーションひ より	紀の川市西三谷10-38	令和 6. 4. 3

和歌山県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田齒新 38-06	あけぼの歯科	田辺市あけぼの21-7 あけぼのビル108号室	令和 7.1.1

和歌山県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀あ新 4-06	小川恵	紀の川市後田28-3（あん摩・マッサージ）	令和 6.12.2
田あ新 5-06	中島孝次	訪問マッサージBonny（あん摩・マッサージ） 田辺市上芳養3138-1	令和 7.1.8

和歌山県告示第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマイチGARDEN紀伊川辺
和歌山県和歌山市川辺220番外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂
和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階
株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均
和歌山県和歌山市本町三丁目27番地
株式会社GOTOH 代表取締役 後藤啓太
和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

(変更後) ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

株式会社GOTOH 代表取締役 後藤啓太

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

4 変更年月日

令和6年12月25日

5 変更した理由

建替えに伴う設置者の変更のため

6 届出年月日

令和6年12月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和7年1月31日から同年6月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

株式会社GOTOH 代表取締役 後藤啓太

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

(1) から (3) まで 令和7年8月26日

(4) 令和6年12月26日

5 変更理由

(1) 駐輪場計画の見直しのため

(2) から (4) まで 外部②棟の建替えのため

6 届出年月日

令和6年12月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和7年1月31日から同年6月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和7年1月15日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 林秀行 紀の川市古和田256番地

監事 中村和史 岩出市西国分480番地

和歌山県告示第58号

令和6年和歌山県告示第1152号（以下「告示第1152号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月31日

- 1 所在が不明である通知の相手方
草加浅一
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1152号のとおり

和歌山県告示第59号

令和6年和歌山県告示第1153号（以下「告示第1153号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
古根川正子
宇江健次
酒井宗一
山本博
中前みよ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1153号のとおり

和歌山県告示第60号

令和6年和歌山県告示第1155号（以下「告示第1155号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
辻玲子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1155号のとおり

和歌山県告示第61号

令和6年和歌山県告示第1157号（以下「告示第1157号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
片岡一枝
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

業要件

告示第1157号のとおり

和歌山県告示第62号

令和6年和歌山県告示第1178号（以下「告示第1178号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

西本達哉
森下績
南じつゑ
平垣太兵衛
森本幸助
久保りん
株式会社タイキ
浦西幸七
久保千代治
南文之助
前迫春松
森下亀楠
福岡好廣
中山兵右衛門

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1178号のとおり

和歌山県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和7年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3682	岩出市大町字もさま93番1の一部、93番2の一部	岩出市宮195番地 熱田悦造	令和 7.1.20	6.00	33.96

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井尻雅之後援会	井尻雅之	井尻京子	岩出市根来485-10	令和 6.11.21
岸本周平龍神後援会（龍周会）	寒川淑子	手谷新一	田辺市龍神村柳瀬908	令和 6.12.10
大川ひろし後援会	大川博	大川博	東牟婁郡串本町串本1800番地	令和 6.12.17
濱耕太後援会	濱耕太	濱耕太	田辺市芳養町2886-6	令和 6.12.27

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
参政党和歌山支部	林元将崇	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原五丁目1番16号	和歌山市和歌浦南3-5-19 PAL片男波206	令和 7.1.1
		代表者	林元将崇	加藤充也	令和 7.1.1
参政党和歌山県支部連合会	林元政子	会計責任者	雑賀俊行	小出一也	令和 7.1.1
自由民主党和歌山県衆議院支部	二階俊博	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和 6.10.10
自由民主党和歌山市支部連絡協議会	中村元彦	代表者	中村元彦	井上直樹	令和 7.1.6

		会計責任者	辻本太一	古川祐典	令和 7.1.6
--	--	-------	------	------	-------------

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
東牟婁郡医師連盟	弓場彰	代表者	弓場彰	覺前哲	令和 6.4.1
		会計責任者	坂野智洋	辻内和司	令和 6.4.1
はまだまさみ後援会	嶋育世	会計責任者	濱田未来	角口州利	令和 4.9.20
大川ひろし後援会	大川博	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本354-7	東牟婁郡串本町串本1800番地	令和 6.12.25
かしはら淳奈後援会	竹中滋基	主たる事務所の所在地	有田郡広川町西広683番地5	有田郡広川町西広700番地5	令和 6.11.1
		代表者	竹中滋基	直山右	令和 6.11.1
		会計責任者	松林章	直山智城	令和 6.11.1

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による二階俊博後援会	原均	令和 6.12.3
山本年哲後援会	山本年哲	令和 6.12.27

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,785,600 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	二階 伸康	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	期間 12月17日から 12月17日まで 第5回分
出納責任者氏名	二階 俊樹			

収入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党和歌山県第2選挙区支部	政党支部	11,027 円
その他の寄附		
	件	円
その他の収入		
		円
今回計		11,027 円
前回計		6,700,000 円
総計		6,711,027 円

支出	
人件費	円
家屋費	円
選挙事務所費	円
集会会場費	円
通信費	68,997 円
交通費	円
印刷費	円
広告費	円
文具費	円
食糧費	円
宿泊費	円
雑費	円
今回計	68,997 円
前回計	8,709,903 円
総計	8,778,900 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,061,960円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	
	計	2,382,473円

報告書受理年月日	令和6年12月19日	第5回報告分
----------	------------	--------

諸 報

公 告

令和6年11月10日に実施した令和6年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和7年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望月達史

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910012 5910022 5910023 5910030 5910034 5910035 5910036 5910041 5910043 5910052
 5910061 5910068 5910076 5910081 5910088 5910092 5910103 5910115 5910130 5910145
 5910147 5910156 5910163 5910199 5910204 5910212 5910215 5910230 5910244 5910254
 5910258 5910267 5910272 5910298 5910319 5910327